

剣道におけるマスクの着用について

日本政府は令和5年3月13日からマスクの着用については個人の判断に委ねるという指針を示しています。これに伴い、全日本剣道連盟から令和5年3月13日以降の剣道におけるマスク着用について通知ができました。これを受けて、茨城県剣道連盟に置きましても剣道におけるマスク着用は以下の通りとなりますので、ご周知下さい。

◆『剣道におけるマスク着用は個人の判断に委ねます』

ただし、剣道は発声を伴い、飛沫により新型コロナウイルス感染のリスクがありますので、

◆『マスクを着用しない場合でも、口の部分を覆うシールドの着用をお願いします』

さらに

◆『重症化リスクの高い方（基礎疾患のある方あるいはおおむね70歳以上の高齢者など）は引き続きマスクの着用が医学的には望ましく安心です』

□マスクの着脱は個人がそれぞれ主体的に判断することになりますが、上記を踏まえて個々の慎重なご判断をお願いします。

□各種古会や道場におかれましては、混乱が生じないようにマスク着脱についてのご周知をお願いします。

□青少年の指導に当たっては、必ず保護者にも『剣道におけるマスク着用について』の十分な説明と理解を得た上で、マスク着用の判断が子どものみでなく保護者も含めての判断であることを確認してください。*

□マスクの着脱以外の新型コロナウイルス感染症対策はこれまで通りです。

3密（密閉、密集、密接）を避け、通気・換気を行う。手洗い・消毒、ワクチン接種の推奨などをお願いします。

□新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法についてもマスクの着用以外の項目は変わりありませんので、ご周知下さい。

*青少年については、『剣道におけるマスク着用について』の判断を子どものみとせず、保護者に対しても上記のように十分な説明と理解を得た上で、本人とその保護者の話し合いの後に最終的な子どものマスク着用の判断とするようにしてください。

*マスクの着用の判断は適時変更も可能とし、その都度、判断の確認を以下のように記録するしておくことをお勧めします。

〇〇剣道教室殿 令和5年〇月〇〇日

私は剣道する際に、マスク着用を □する □しない 判断をしました。

氏 名： _____

保護者名： _____

以 上